

				7	国選被	害者参加	1報告書	(第一審)	百	14 1	1(1(1) 10/	1)	
								提出日		年	月	日	
弁護士				一般 •	スタッフ	(登録番号	7		判員 [	]通常裁判	/□裁判	員裁判	
被害者参加人 ※複数の場合すべて記入					Ę	以上 名	裁判所	名•事件番号		裁判所 年(	)第	支部 号	
被告人								選定日		年	月	月	
起訴日				年	月	日	)	判決日		年	月	月	
罪名(罰条)								*特別法	犯について	ては必ず罰条	を記載して	ください。	
被告人が複数のため、 複数の審理があった。			□有	事件番号:	年(		按告人:	罪名:	起訴日: 判決日: 起訴日:				
*起訴状などを入手されている場合は写しを添付してくださ			a del lle	事件番号:	年(		按告人:	罪名:	判決日:				
い。	ш	<b>ま子しとM10 くくだ</b> じ					見ごとに、別紙 寺点でお願い	「(被害者参加)継続。 します。	用紙①、(2	り」に記載して	ください。		
	ì	活動終了日	年	巨 月	日	: 口上	訴期間満了	□検察官による	る上訴等	□選定取	ス消し □	その他	
委	毛	されなかった行為	, 口なし	/ 口公	判期日へ	の出席[	〕検察官への	の意見等 □証人	、尋問[	□被告人質	間 口意	見陳述	
		公判期日			立会時間 後に分かれ けて記載し	た場合はそ		備 考 上、記載してください。	(*出席	公判に 新した期日のみ		(ださい)	
公		年 月	日	:	~	:	休廷( )分		□実質	[審理あり	□判決:	宣告のみ	
		年 月	月日	:	$\sim$	:	休廷( )分		□実質	[審理あり	□判決∶	宣告のみ	
判		年	月日	:	~	•	休廷( )分		□実質	[審理あり	□判決:	宣告のみ	
		年	•	:	~	:	休廷()分			[審理あり		宣告のみ	
加	*	*書ききれない場合は別紙「〈被害者参加〉継続用紙①」に記載してください。 *立会時間は、必ず出席した公判1回目から記載してください。 ※注)次の事項がある場合は、その旨備考に記載してください(その他公判時間と立会時間が一致しない理由があれば記載してください)。 ①休廷 があり、休廷時間中に当該国選被害者参加事件について時間的拘束をうけていない場合は、その時間。 ②前の事件が長引き、開廷が遅れた。											
	邮	打合せ・協議等を	した検察官	宮の氏名、核	食察庁の名	称、打合せ	・協議等の日	時、時間及び場所	手続の 種類※	対応する	·整理手約	売期日	
算	<b>歪理手</b>	検察官: 年 月	月	時	/( 分~	); 時	検察庁 分/場所:	支部	14.58.7	年	. 月	E	
	続	検察官: 年 月	В	時	/( 分~	); 時	検察庁 分/場所:	支部		年	月	F	
	対応	*書ききれない場合		•	- •	•		※①公判前整理	┃ 手続 ②期		売		
								上必要なため、対応し	たすべての		等を記載して	:ください。	
		評 議 対 審理対応特別加	_	□あり : 担当先行		引、在廷を命 女 □		月 目 □3 □4以上		分間在廷)			
		距離打合せ ・協議等	□別紙「	旅費等請求	き書」に記載	載あり	北级汶的扫涌	常の経路・方法によ	っての殺乱	<b>計が注復100</b>	rm PL L		
		記録謄写費用	□別紙「		加〉謄写料		費用請求書		-2 (0)/19/9	□複数選定			
費用	<u></u>	+4x === .4x		□最寄簡裁の管轄区域以外の場所で手続が行われた □事務所所在地の管轄簡裁から、8kmを超える裁判所で手続が行われた						□詳細は別紙「旅費等請求書」 に記載あり			
Н	通訳人費用		-	□別紙「〈被害者参加〉通訳料請求書」、「〈被害者参加〉通訳に伴う文書作成料請求書」に記載あり(要疎明資料添付									
		訴訟準備費用	□別紙「	〈被害者参	加〉謄写料	•訴訟準備	費用請求書	」に記載あり(要疎り	明資料添	付)			
0	□① 被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前日までに、被害者参加人と電話又は面談による打合も議等を行うことなく、当該公判期日に出席した(選定前から、選定に係る事件について打合せ等を行っていた場合を□② ①の場合であって、被害者参加人に対する打合せ・協議等の申入れを行った□③ 記録の閲覧及び謄写をすることなく、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日に出席した□④ ③の場合であって、被害者参加弁護士の責めに帰することができない理由により記録の閲覧及び謄写をしなかって【理由】(										場合を除		
運		被害者参加人が						取消しその他の事			たとき		
定取		□① 被害者参加 □② 記録の閲覧			寺を仃つた	(選疋前に	1丁われた選	定に係る事件に関	9 るものを	(百む。)			

よる 打合せ・協議等の日時: 年 月 日 時 分~ 時 ①、④、⑤において、被害者参加人と打合せ・協議等を行っていない場合で、その申入れは行っていたとき 活 動 申入れの日時: 年 時 終 記録の閲覧又は謄写をした日: 月 日

□⑤ 被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討した

□③ 記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討した

等

□④ 被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った

妧 センター事件番号 不服申立日 理 年 報酬通知日 月 日 再通知日 年 月 日

なお、御記入いただきました個人情報は、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける被害者国選弁護関連業務に使用するほか、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関に情報を提供することがあります。また、被害者参加人から請求があった場合、同様に情報を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

日弁連委託犯罪被害者法律援助を御利用いただいた場合は、別途、日弁連委託援助申込書・終結報告書(犯罪被害者)等が必要になります。

提出に当たっては、報告書提出期間(請求できるようになった日から土日祝日・12/29~1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意 ください。報告書の提出が遅れた場合には、報酬等をお支払いできなくなることがあります。